平成２１年（フ）第１４１９号
広島県安芸郡海田町浜角５番15号
債務者　野美　誠二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２７号
広島市佐伯区藤の木１丁目14番22号
債務者　一藤　信正
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０号
香川県丸亀市飯山町東坂元1286番地112
債務者　髙橋　みか
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第２５７５号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1194番地１
債務者　森山　芳春
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２５号
福岡市南区和田２丁目１番38号
債務者　下川　幸恵
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６９号
福岡市西区内浜１丁目13番23―402号
債務者　大野なおみ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７２号
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山812番地１
債務者　井上　義次
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須91番地６
債務者　星　　明美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９１号
福岡県筑紫野市美しが丘北１丁目12番地２
シャトル美しが丘Ⅲ104号
債務者　廣畑　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８４号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　５棟302号
債務者　江口テル子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６３号
福岡市博多区博多駅南２丁目17番10号
債務者　中尾　敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６８号
福岡県宗像市土穴１丁目２番21―503号
債務者　上柿　晶嗣
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６号
宮崎市大島町山田ケ窪1927番地３、前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野1152番地１
債務者　馬﨑　加代（旧姓寶田）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９３号
宮崎市江平西２丁目３番44号
債務者　田頭　麻更（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１５号
宮崎市松山１丁目５番６号　正美荘３号、前住所宮崎県東諸県郡綾町大字南俣471番地２
債務者　齊藤　　守（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１８号
沖縄県那覇市字国場700番地　ガーデンハイツＣ棟208
債務者　池田　啓二
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１９号
沖縄県那覇市字国場700番地　ガーデンハイツＣ棟208
債務者　池田　晴美（旧姓具志堅）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８３号
北海道小樽市オタモイ１丁目20番２号　エポーズ02、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目13番16号
債務者　森安　梨沙
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部